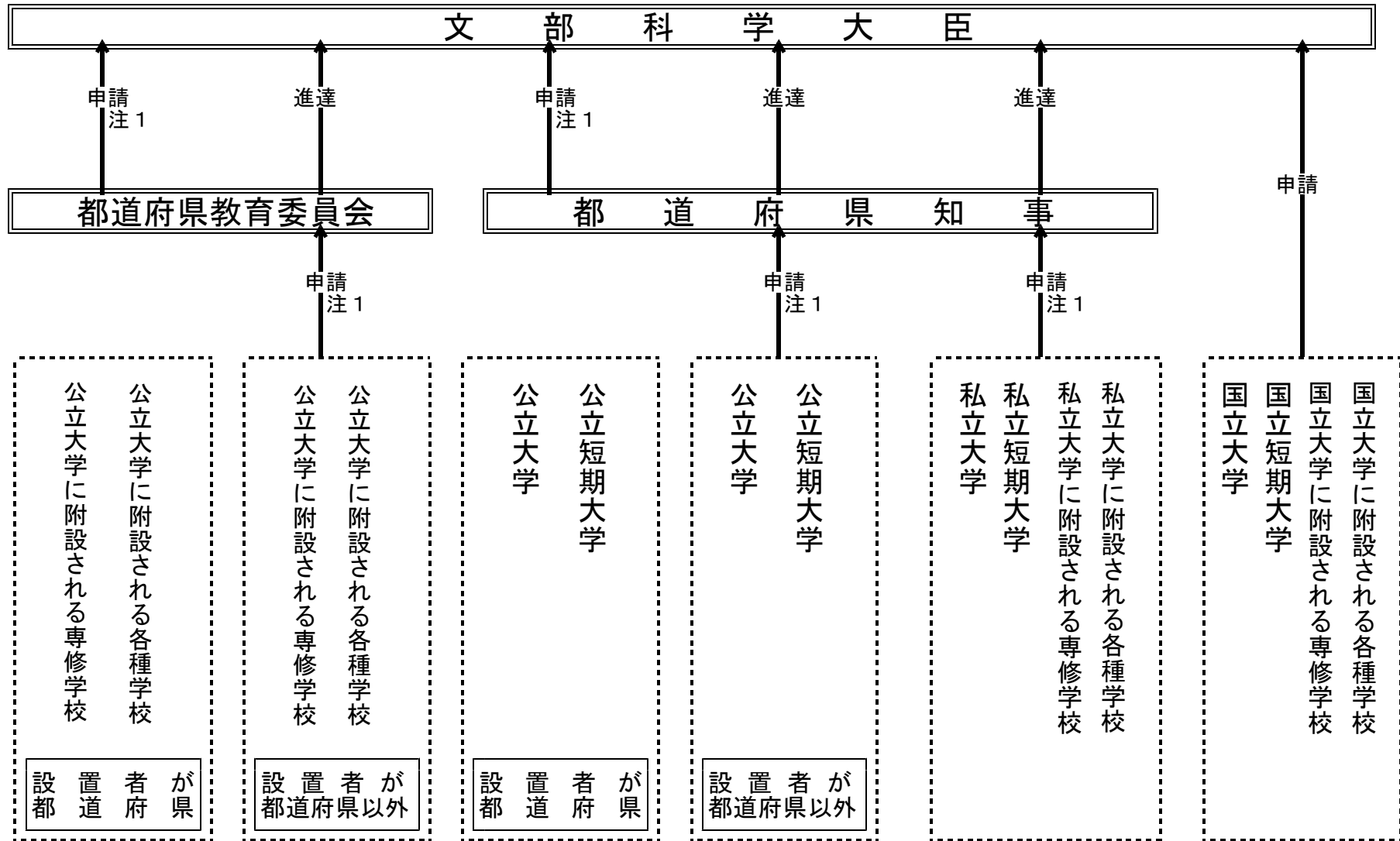


## 医療関係技術者養成学校指定申請等の事務の流れ



- (注) 1 臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士及び言語聴覚士については、公私立の指定学校の設置者より文部科学大臣へ直接申請。  
 2 あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師については、公立の大学・短期大学は都道府県教育委員会を通じて申請。  
 3 学校教育法第一条の規定による学校（大学、短期大学等）に附設されるもの以外の専修学校、各種学校については、厚生労働大臣の指定である。  
 4 高等学校については、本通知は適用されない。